

管理型処分場

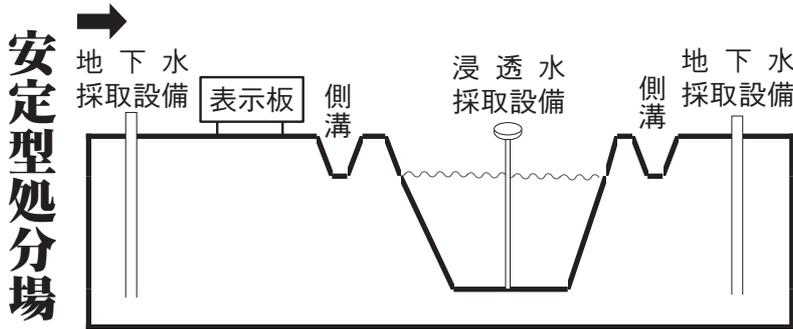
五重遮水構造

- ① 遮水シート+不織布等+遮水シート
 - ② 遮水シート+粘土層 50cm 以上
 - ③ 遮水シート+コンクリート等 5cm 以上
- ※遮水シートの厚さはアスファルト系は 3mm 以上、その他は 1.5cm
 ※国の基準は二重遮水構造

排水基準	BOD 40mg/ℓ 以下
	※国の基準 60mg/ℓ 以下
	SS 30mg/ℓ 以下
	※国の基準 60mg/ℓ 以下
	COD 90mg/ℓ 以下
	その他 総理府令の排水基準

地下水等 検査項目	水銀、カドミウム、鉛、砒素 など有害物質 24 項目と電 気伝導率及び塩化物イオ ン濃度
--------------	---

※早来工営株式会社は、管理型と安定型の処分場で業務を行っています。



安定型処分場

地下水等 検査項目	水銀、カドミウム、鉛、砒素 など有害物質 23 項目 (明らかに汚染のない項目 は省略できる)
--------------	--

- 埋め立てできないもの**
- 鉛関係、石膏ボード、シュレッダーダスト
 - 有機質、有害物の付着等の廃容器包装
 - 建廃の熱しゃく減量 5% を超えるもの

遮断型処分場

人の健康や生活環境に被害を与えるおそれがある産業廃棄物を特別管理産業廃棄物としますが、これを処理する処分場で、外周をコンクリートなどで厚く囲み、上部にも覆いを設けるなど、外界と遮断し雨水などの流入を完全に防ぐ仕組みになっています。

しよわか。

A 処分場内に降った雨は、浸出水集排水管により調整池に集められ、これまでのデータを基に、大雨にも十分対応できる容量を備えています。調整池に集められた水は浸出液処理施設で浄化し、安平川に放流されるため河川を汚染することはありません。

Q 受入基準に適合した廃棄物かどのようにして確認できるのですか。

A 廃棄物の受け入れに際しては、事前に排出事業所から種類や性状などの資料を提出させ、重金属が含まれる恐れのある燃え殻や汚泥などは試料を分析し法令に定める基準以下であることを確かめてから受け入れます。また、処分場への搬入時においても、廃棄物が事前に契約したものであるかどうかマニフェストのチェックや目視検査を行うなど処理不適切物が混入されていないか厳重に確認します。

Q 河川や地下水が汚染されていないことをどのように確認するのですか。

A 廃棄物の埋め立てにより周辺の河川や地下水への影響がないかを確認するため、処分場内に設けられた監視井戸の地下水や浸出液処理施設で処理された放流水の水質検査を行います。

なお、協定書では国の基準よりも多くの地点で高頻度で検査を行うことになっており、検査結果については町への報告が義務付けられています。

その他、公害や廃棄物に関するお問い合わせは役場住民生活課(☎2940)までご連絡ください。

Q 処分場内の汚水が河川に流れ出す心配はないので